

年金 あれこれ

●源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」などの公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

そのため、日本年金機構から平成24年中に「老齢年金」を受け取られている方へ、平成25年1月下旬までに源泉徴収票が送付されます。

源泉徴収票は、確定申告をするときに提出してください。もし、源泉徴収票を紛失された場合は、再交付できますので、お近くの年金事務所へ申し出てください。

※遺族年金や障害年金については、非課税のため源泉徴収票は送付されません。

●基礎年金番号(年金手帳)は、大切に

基礎年金番号は、20歳になり国民年金に加入したときや、就職して厚生年金や共済組合に加入したときなど、公的年金に初めて加入したときに番号が決まられ、年金手帳が交付されます。

基礎年金番号は、加入する年金制度が変わっても生涯変わることはない大切な「一人1番号」で、加入履歴などを記録し、あなたの年金を守る大切なものです。

年金に関する問い合わせや届け出、年金請求(裁定請求)の際には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は大切に保管してください。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多いので、電話が繋がりにくい場合がありますので、ご了承ください。

ご利用ください！ 廃蛍光管・鏡・水銀体温計の臨時回収

蛍光管には、水銀を含むガスが封入されています。町では年2回、有害ごみとして各地区の指定場所で収集していますが、この収集に間に合わなかった方、または出し忘れてしまった方を対象に、次の日時に廃蛍光管(電球型蛍光管を含む)を回収します。

なお、廃乾電池については、平日、役場の総合案内および男衾・用土両連絡所に回収ボックスを設置していますのでご利用ください。
※白熱電球は、有害ごみではありませんので、ビン類として燃えないごみの日に出してください。



廃蛍光管等臨時回収

日時／平成25年1月26日(土)、27日(日)午前9時～午後4時

場所／役場庁舎北側倉庫前

対象／蛍光管、鏡、水銀体温計

問い合わせ／生活環境課(☎581・2121内線222)へ。



中学校の入学説明会

平成25年4月に中学校に入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を次のとおり実施します。該当する保護者の方には、各学校から通知が送付されますので、忘れずに出席してください。

なお、小学校の入学説明会については、本誌1月号でお知らせします。

学校名	月日(曜日)	受付時間	電話番号
寄居中学校	12月20日(木)	午後2時30分～2時45分	581・0172
城南中学校	平成25年1月18日(金)	午後2時40分～3時	581・0127
男衾中学校	平成25年1月28日(月)	午後2時40分～2時55分	582・0032

問い合わせ／各中学校へ。

水道の凍結には 十分注意しましょう！

今年も寒い冬がやってきました。毎日の生活に欠かすことのできない水道は、寒さが大敵です。トラブルなく水道をお使いいただくために次のことに注意しましょう。
凍結しやすい水道管・水道メーターは？
管が露出している
家の北側・陽の当たらない場所にある
強風の当たる場所にある

凍結予防は？

屋外の水道管には、保温材や毛布・布切れなどで蛇口の上まで包み込んだ後に、ビニールなどをかぶせて濡れないようにします。

水道メーターは、ボックスの中に発泡スチロールなどの保温材を詰めて防寒します。
凍結してしまったら？

蛇口や水道管が凍結してしまつたら、タオル等を巻きつけてゆつくりとぬるま湯をかけます。熱湯をかけると水道管が破損することがあります。

凍結で破損してしまつたら？

水道メーターが凍結し破損してしまつた場合は上下水道課に、メーター器から家側の水道管等の破損については、町指定給水装置工事業者(水道工事店)に修理依頼をしてください。

上下水道課からのお願い
水道メーターは定期的に検針するため、常に見やすい状態にしておいてください。
水道の設置や改造工事などは、町への工事申込手続きが必要です。町指定給水装置工事業者(水道工事店)にご相談ください。
問い合わせ／上下水道課(☎581・2121内線262、264)へ。

12月4日(火)～10日(月)は 人権週間です！

平成24年度啓発活動重点目標
「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

法務省と全国人権擁護委員連合会では、国際連合で世界人権宣言が採択された日である12月10日を最終日とした一週間を人権週間(12月4日～10日)と定め、啓発活動重点目標と、17の協調事項を掲げ、啓発活動を展開しています。

「東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう」は、今年度から追加されました。東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが大切です。

平成24年度 啓発活動年間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

皆さんも「思いやりの心」や「かけがえのない命」について、もう一度考えてみませんか？

問い合わせ／人権推進課(☎581・2121内線411)へ。

ひとり親家庭児童就学支度金 支給制度のご案内

県では、低所得のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。次に該当する方は、期限までに、子育て支援課へ申請してください。

なお、申請は期限を過ぎると、受け付けできませんのでご注意ください。

期限／12月28日(金)

対象／母子家庭の母、父子家庭の父、または父母のいない児童を養育している方で、平成25年4月に中学校へ入学する児童を養育している市町村民税非課税世帯の方(生活保護受給家庭を除く)

※市町村民税非課税世帯とは、申請者および申請者と同居している申請者の扶養義務者のそれぞれの平成23年分の所得によって、市町村民税の額が1円以上と決定されていない世帯のことです。

支給額／10,000円

申請方法／申請書用紙は、子育て支援課で配布しています。申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。

申請に必要なもの／振り込み金融機関の口座が証明できるもの(通帳など)のほか、平成24年1月1日の住所が寄居町以外の方は、市町村民税非課税証明書が必要です。

問い合わせ／県福祉部少子政策課手当・ひとり親家庭支援担当(☎048・830・3337)、または子育て支援課(☎581・2121内線252)へ。

